

事務事業評価シート

評価実施年度：平成29年度

上位の施策名称	施策Ⅱ－1－3 原子力安全・防災対策の充実・強化
---------	-----------------------------

1. 事務事業の目的・概要

事務事業の名称	原子力安全対策事業
目的	(1) 対象 島根原子力発電所周辺住民
	(2) 意図 安全及び安心を確保する
事業概要	

島根県、松江市、中国電力(株)の三者で締結している「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」(以下「安全協定」)に基づき、島根原子力発電所の運転状況の把握、トラブル発生時の連絡、立入調査、発電所周辺の環境放射線の常時監視、情報の提供などを実施し、県民の安全確保と環境の保全に努めるほか、原子力発電に関する知識の普及啓発を図る。

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1 指標名	原子力関連施設見学会アンケート	目標値	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	%
		取組目標値						
式・定義	原子力についての理解度	実績値	94.0	96.5				%
		達成率	104.5	107.3	—	—	—	
2 指標名	広報誌「アトムの広場」のアンケート	目標値	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	%
		取組目標値						
式・定義	環境放射線等調査結果についての分かりやすさ	実績値	85.5	86.6				%
		達成率	106.9	108.3	—	—	—	

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画	
事業費(b) (千円)	355,555	514,994	
うち一般財源(千円)	10,035	8,989	

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む）
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

原子力規制委員会は、平成25年7月8日に東京電力福島第一原子力発電所事故などを踏まえた新規制基準を施行した。これを受け中国電力㈱は、同年12月25日に島根原発2号機について「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（以下、「安全協定」という。）」に基づく島根県及び松江市の事前了解手続き（申請のみを了解し、最終的な了解は審査終了後に総合的に判断）を経て、原子力規制委員会に新規制基準適合性確認申請を行い、現在、審査が行われている。また、2号機の特定重大事故等対処施設等の設置（5年間の整備猶予あり）については、平成28年4月28日に安全協定に基づく事前了解願いがあり、同様のプロセスを経て、現在、規制委員会で審査が行われている。
一方、島根原発1号機については、同じく平成28年4月に安全協定に基づく廃止措置計画認可申請の事前了解願いがあり、同様に申請のみ了解を行い、平成29年4月の認可後、規制委員会等からの、講会や県民などへの審査結果等の説明を受け、7月、最終的に了解。

6. 成果があったこと（改善されたこと）

環境放射線情報システムについて、老朽化した機器の更新及びシステムの改修を行った。また、可搬型モニタリングポストを常設化する工事を、島根原発から30km圏内で実施。
広報誌「アトムの広場」を4回発行し県内4市に全戸配布、原子力関連施設見学会を4回実施、原子力講演会を3会場（松江、出雲、浜田）開催。また、島根原子力発電所の安全性に関する諸課題に対応するため、原子力発電の関連分野における専門家を「島根県原子力安全顧問」として委嘱し、「島根県原子力安全顧問会議」を開催。

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

①困っている「状況」

島根原発2号機については、原子力規制委員会で新規制基準適合性に係る審査中。

②困っている状況が発生している「原因」

島根原発2号機については、平成25年12月、中国電力が原子力規制委員会に新規制基準適合性確認申請。

③原因を解消するための「課題」

島根原発2号機については、原子力規制委員会の新規制基準適合性審査後に、県として安全協定に基づく最終的な事前了解及び再稼働に係る判断が必要。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

島根原発2号機について、県としての安全協定に基づく事前了解又は再稼働に係る判断にあたっては、国に対して審査結果や考え方の説明を求めるとともに、県議会、県安全対策協議会、原子力安全顧問、立地・周辺自治体などの意見を聞いていく。